

仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所

(担当：石田、杉本 075-611-5371)

件名	園路修繕（際目第三公園）
内容	1 業務の目的 公園利用者の安全を確保するため園路の修繕を行うものである。 2 履行期限 令和7年11月28日限り 3 履行場所 京都市伏見淀際目町地内 4 業務内容（別紙参照） ○ 園路修繕 100m² ※ 雑草、根株、石等により荒れた土舗装（15cm程度）を掘削、除去したうえで、山砂を補充して締固めを行うこと（雑草の根が残らないようにする）。 ※ 仕上げ高さについては、遊具等の基礎が隠れるように、着手前のGLから15cm程度高くすること（山砂補充：約33m³）。 ※ 契約後、事前に市担当者と現地立会を行い、資材搬入方法等について打合せを行ったうえで施工すること。 ※ 除去した雑草、根株、石等については適切に処分すること。 5 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。 6 留意事項 ・ 作業に要する寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 ・ 事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。 ・ 業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。 ・ 作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。 ・ 作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。 ・ 作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。



1 / 1000

際目第三公園



存置する中木及び低木
木周辺は、根を傷つけないように掘削すること。

低木の根株撤去

遊具等のC o 基礎が隠れるように、
着手前のG Lから15 c m程度高くすること。

雑草、石等により荒れた土舗装（15 c m程度）を掘削、除去したうえで、
山砂を補充して締固めを行うこと（雑草の根が残らないようにする）。

存置する中木
木周辺は、根を傷つけないように掘削すること。

低木の根株撤去

遊具等のC o 基礎が隠れるように、
着手前のG Lから15 c m程度高くすること。

